



適合証明用

MLC, 2006 (2006 年の海上労働条約) に基づく

船員の労働及び居住条件に関する

受検の案内

一般財団法人 日本海事協会

安全管理システム部

2014 年 11 月 (第 1 改訂)

目 次

1.	はじめに		2
2.	略語の説明		3
3.	用語の定義		3
4.	条約規則及び付属コードの注釈		4
5.	適用船舶		5
6.	証書及び補完書類の種類と有効期限		5
7.	検査及び証明		
7.1	文書審査		
7.1.1	文書審査の申込み		6
7.1.2	提出書類		6
7.1.3	文書審査		6
7.2	船上検査		
7.2.1	船上検査の申込み		7
7.2.2	提出書類		7
7.2.3	暫定MLC(IMLC)発行のための船上検査		7
7.2.4	初回船上検査		8
8.	SOCの発行・維持及び状況による検査・証書発行		9
9.	申込書のダウンロード		9

1. はじめに

2006 年の海上労働条約は国際労働機関（ILO）において 1920 年以降に採択された海事分野の 68 の条約・勧告を統合し、更新する条約で、船舶で働く船員のための最低限の要件を定め、雇用条件、労働・休息时间、居住設備、娯楽設備、食料・司厨、健康保護、医療、福祉、社会保障に関する規定を含んでいます。本条約は 2013 年 8 月 20 日に発効致しました。

海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS）、船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（STCW）、船舶による汚染の防止のための国際条約（MARPOL）といった国際海事機関（IMO）の 3 つの重要な条約と並び、国際海事規則体系の「第 4 の柱」とも称されています。

国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶は、同条約への適合を検証するための旗国政府又は旗国政府が認定する団体（Recognized Organization）による検査が要求され、適合の証明として当該船舶に対して発行される海上労働証書（Maritime Labour Certificate）とそれに添付して海上労働適合申告書（Declaration of Maritime Labour Compliance）を備え置く必要があります。

2. 略語の説明

MLC, 2006 :	Maritime Labour Convention, 2006	2006 年の海上労働条約
MLC :	Maritime Labour Certificate	海上労働証書（船舶に対して発行）
IMLC :	Interim Maritime Labour Certificate	暫定海上労働証書（船舶に対して発行）
SOC :	Statement of Compliance	適合証書（未批准国又は同条約が発効していない国を国籍とする船舶に対して発行）暫定 SOC あり
DMLC :	Declaration of Maritime Labour Compliance	海上労働遵守措置認定書 Part I と Part II の 2 部から構成されている。
● Part I :	条約を実施する旗国の国内法規の要件を明示する書類で旗国当局により、作成され個船毎に発行される。	
● Part II :	上記、DMLC Part I に明示された旗国の国内要件の継続的遵守を確保するための措置・計画を示すもので、船舶所有者が作成し、旗国当局又は旗国指定された認定団体（RO）が審査する。	
RO :	Recognized Organization	認定団体

3. 用語の定義

- “Seafarer（船員）”とは、能力の如何を問わず、この条約が適用される船舶において雇用され若しくは従事し、又は労働するものをいう。
- “Seafarers’ employment agreement（船員の雇用契約）”には、雇用契約及び雇入契約の双方を含む。
- “Seafarer recruitment and placement service（船員の募集及び職業紹介のための機関）”とは、公的部門又は民間部門における個人又は会社、協会、機関又はその他の団体であって、船舶所有者に代わって船員を募集すること又は船員を船舶所有者に紹介することに従事するものをいう。
- “Ship（船舶）”とは、船舶のうち、内陸水域又は外洋の影響から保護されている水域若しくは港湾規則の適用或いはこれらの水域に隣接する水域のみを航行する船舶以外のものをいう。
- “Shipowner（船舶所有者 *）”とは、船舶の所有者又は船舶の管理人、代理人若しくは裸傭船者のようなその他団体或いは個人であって、当該船舶所有者から船舶の運航に係わる責任を引き受け、且つ、その受入に際して、この条約に従って船舶所有者に課される義務及び責任を引き継ぐことに同意したものをいう。この場合において、別の団体又は個人が船舶所有者に代わって義務又は責任の一部を果たすか否かを問わない。

* MLC, 2006 上の Shipowner

4. 条約規則及び附属コードの注釈

この注釈は、海上労働条約の一部を構成するものではなく、同条約の一般的な手引きとして意図するものである。

この条約は、3つの異なる部分から成る。：即ち、本文、規則及びコード。

本文及び規則は、海上労働条約を批准する加盟国の中核的な権利及び原則並びに基本的な義務を定める。本文及び規則は、国際労働機関憲章第19条の枠組みの中で、総会によってのみ変更することができる（第14条参照）。

コードは、規則の実施に関する詳細な内容を含む。コードは、A部（強制的な基準）及びB部（任意の指針）からなる。コードは、海上労働条約の第15条に定める簡易的な手続きを通じて改正することが出来る、コードは、実施の詳細に関係しているので、その改正は、本文及び規則の一般的範囲内に留めなければならない。

規則及びコードは、5章の一般的な分野に分けて構成する。：

- 第1章：船内で労働する船員の最小限の要件
- 第2章：雇用条件
- 第3章：居住設備、娯楽設備、食糧及び供食
- 第4章：健康の保護、医療、福祉及び社会保障による保護
- 第5章：遵守及び執行

各章は、特定の権利又は原則（又は第5章では執行措置）に関する分類された規定に関連番号を付して記載する。例えば、第1章の最初の分類は、最低年齢に関する1.1規則、基準A1.1及び指針B1.1からなる。

条約は、次に規定する3つの基礎となる目的を有する。本文及び規則において、確固たる一連の権利及び原則を定めること。これらの権利及び原則を加盟国が実施する方法について、コードを通して相当の程度の弾力的適用を認めること。これらの権利及び原則が適切に遵守され、且つ、執行されることを、第5章を通して確保すること。

実施における弾力性には、2つの主要な分野があり、1つは必要な場合には（第6条3項参照）、加盟国が実質的同等性（第6条4項に定めるもの）を通じて、コードA部の詳細な要件を実施することを可能にする。

実施における弾力性の2つ目は、コードA部の多くの規定の強制的な要件をより一般的な方法で作成することにより、国内的に規定する詳細な措置について、裁量の範囲を一層広く残すことにより提供する。このような場合には、任意のコードB部において実施に関する指針を与える。このような方法によって、この条約を批准した加盟国は、コードA部の対応する一般的義務に基づく予想される措置及び必ずしも要求されない措置を確認することができる。

例えば、基準 A4.1 は、治療のために必要な医薬品を迅速に提供すること（1(b) 項）及び「医療箱を備える」こと（4(a) 項）を全ての船舶に要求する。

この規定の完全なる履行は、船舶が医療箱を単純に有すること以上のものを明確に意味している。医療箱の中身が適正に保管され、使用され、また維持されることを確保するために何が必要なのかについて、より明確な記述を対応する指針 B4.1.1（4 項）に規定する。

この条約を批准した加盟国は、関係する指針に拘束されない。
寄港国による監督に関する第 5 章の規定に定めるとおり、検査は、条約（本文、規則及びコード A 部の基準）の関係する要件のみを取り扱う。

但し、当該加盟国は、第 6 条 2 項の規定に従い、コード A 部の規定に基づく自国の責任をコード B 部に定める方法で遂行するために妥当な考慮を払うことを求められる。

当該加盟国が、医療箱の中身の適正な保管、使用及び維持を確保するために異なった措置を定めることを関連する指針を十分に考慮した上で決定する場合には、その決定は、加盟各国にも受け入れられる。

一方、関係する加盟国及び国際労働条約の実施の見直しに関して責任を有する国際労働機関の諸機関は、コード B 部に定める指針に従うことにより、当該加盟国の定める措置が当該指針に関係するコード A 部の規定に基づく責任を遂行するために十分であることを、更に検討することなく確認することができる。

5. 適用船舶

MLC, 2006 への適合及び海上労働証書並びに海上労働遵守措置認定書の保持が要求される船舶は以下のとおり；

- 1 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶
- 2 加盟国を旗国とし、かつ、他の国の港から又は港間を航行する総トン数 500 トン以上の船舶

6. 証書及び補完書類の種類と有効期間

証書は、船舶に対して発行する海上労働証書(Maritime Labour Certificate 以下 MLC といいます) のみで、船舶所有者に対して発行する証書はありません。MLC 及び補完書類の種類は以下の通りです。

- 1 MLC：旗国政府の権限の下に発行される本証書です。(初回及び更新検査完了に基づき発行) 有効期間は 5 年を超えないことと規定されています。
- 2 IMLC：旗国政府の権限の下に発行される暫定証書です。有効期間は 6 ヶ月を超えないことと規定されています。新船の引渡しの場合、船舶が旗国を変更する場合及び船舶所有者が新たな船舶の運航について責任を負う場合に適用されます。

-3 DMLC : Part I と Part II から成り、MLC に添付され、MLC を補完する申告書です。

Part I : 旗国当局が発給致します。

Part II : 船舶所有者が作成し、旗国当局（又は認定団体）が精査・確認致します。

-4 SOC : MLC, 2006 が公的に発効していない国籍又は未批准の国籍船舶に対し MLC, 2006 の要件又は MLC, 2006 を実施する旗国の国内要件に適合していることを証明する証書で MLC に代わるものとして旗国の指示に従い発行致します。有効期間、維持に関しては、旗国の指示に従うことになります。-2 同様、暫定 SOC も該当する場合発行されます。

7. 検査及び証明

適合検査及び証明は条約で要求されており、文書審査と船上検査が含まれます。初回船上検査は文書審査完了後に行います。

7.1 文書審査

7.1.1 文書審査の申込み

文書審査は、最寄りの支部・事務所へ申し込み下さい。

尚、本会をROとして承認しており、文書審査の代行権が委譲されている旗国に籍を置く船舶のみ申込みを受理致します。

7.1.2 提出文書

文書審査における提出書類は、以下のとおりです。

- － 1. 申込書 （ Form MLC-APPLI-R ）
- － 2. 上記申込書の中に記載された提出が要求される書類

7.1.3 文書審査

旗国主管庁発給の DMLC Part I の要件に継続的に適合することを確保するための措置・計画が DMLC Part II 及び居住区構造・設備の仕様に含まれていることを審査します。
適合していない事項が見出された場合には、書面で通知致しますので是正下さい。

適合が確認された DMLC Part II に関しては文書審査での適合を認める書類 (Form MLC-LOR / Letter of Review of Relevant Documents (DMLC Part II and/or drawings)) を発行し、文書審査報告書 (Form MLC-DRR) と併せて船舶所有者に電子様式で電子メールによって返却致します。DMLC Part I (原本)、審査済 DMLC Part II (原本又は写し) 及び Form MLC-LOR は本船に備え置きください。その後の船上検査にて船内での実施状況を検証致します。

暫定証書発行のための検査の場合、文書審査の申込がなされていることは必要ですが、必ずしも当該文書審査が完了している必要はありません。

7.2 船上検査

7.2.1 船上検査の申込み

船上検査は、検査地を管轄する弊社支部・事務所へ申し込み下さい。

規定上、暫定 MLC 発行のための検査を除き、船舶が入渠中又は係船状態の様な通常運航状態でない場合、本会は船上検査を実施できない事にご留意下さい。

尚、初回検査に際して事前に文書審査を完了したDMLC Part IIに規定された措置の本船上での原則3ヶ月以上の運用実績があることを要求しています。

*本会ホームページのウェブサービスポータルからオンライン検査申込みサービスによるお申込みも出来ますので、詳しくはホームページ(e-Application)をご覧ください。

7.2.2 提出書類

船上検査における提出書類は、以下の通りです。

- － 1. 申込書 (Form MLC-APPLI-S)
- － 2. 上記申込書の中に記載された提出が要求される書類

7.2.3 暫定 MLC(IMLC)発行のための船上検査

検査を受ける場所の担当支部又は事務所の海上労働検査員が訪船し、予め送付しています検査計画に沿って、MLC, 2006 の要件の船内実施状況について、船長及びその他の乗組員へのインタビュー、関連書類・記録の確認、船内巡視等を行い、実行可能な範囲で検証致します。

当該船上検査の実施に先立ち、必ずしも DMLC Part II の文書審査の完了を必要としませんが、DMLC Part II の文書審査の申し込み及び受付がなされていることが当該検査の実施条件となります。この場合の DMLC Part II の文書審査においては必ずしも正式に発行された DMLC Part I を必要としません。Web 上で公開されている DMLC Part I 等の利用でも申し込みは可能です。

実行可能な範囲で適合が検証されますと、検査員によって適合の証明として暫定 MLC(IMLC)又は暫定 SOC(ISOC)を本船に対して発行致します。(旗国が MLC を発行する場合を除く)

本検査において、MLC, 2006 の要件に対する不適合(重大な不適合を含む)が見出された場合は、検査員は当該不適合の是正を要求します。是正の確認の後、検査記録書と共に適合の証明として暫定 MLC(IMLC)又は暫定 SOC(ISOC)を本船に対して発行致します。(旗国が MLC を発行する場合を除く)

重大な不適合は検査中に迅速に格下げされなければなりません。もし直ちに不適合又は格下げされた不適合の是正措置がとれない場合には、全ての是正措置が是正措置計画書に従って、(最大猶予期間) 初回検査までに実施されることを条件に、検査員によって暫定 MLC(IMLC)又は暫定 SOC(ISOC)を本船に対して発行致します。(旗国が MLC を発行する場合を除く)

IMLC（又は ISOC）は船内に備え置き頂くと共に、写しを船内の見易い場所に掲示下さい。
本会が検査終了時に発行します検査記録書の写しは、船舶所有者（陸上）と船上で少なくとも当該証書の有効期間保管して下さい。

暫定証書発行のための検査の場合、検査終了後に本船に備え置かれた DMLC Part II に署名、捺印及びシールはされません。

7.2.4 初回船上検査

検査を受ける場所の担当支部又は事務所の海上労働検査員が訪船し、予め送付しています検査計画に沿って、本船に対して発行された DMLC Part I 及び事前確認された DMLC Part II に規定する措置・計画の船内実施状況について、船長及びその他の乗組員へのインタビュー、関連書類・記録の確認、船内巡視等を行い、検証致します。

適合が検証されますと、検査員によって DMLC Part II は署名及び捺印、シールされ、検査記録書と共に適合の証明として MLC 又は SOC を本船に対して発行致します。（旗国が MLC を発行する場合を除く）

本検査において、DMLC Part II に規定する措置・計画への不適合（重大な不適合を含む）が見出された場合は、検査員は当該不適合の是正を要求します。是正の確認の後、検査員によって DMLC Part II は署名及び捺印、シールされ、検査記録書と共に適合の証明として MLC（又は SOC）を本船に対して発行致します。（旗国が MLC を発行する場合を除く）

重大な不適合は検査中に迅速に格下げされなければなりません。もし直ちに不適合又は格下げされた不適合の是正措置がとれない場合には、全ての是正措置が是正措置計画書に従って、合意された期限までに実施されることを条件に、検査員によって DMLC Part II に署名、捺印シールされ、検査記録書と共に適合の証明として短期の MLC（又は SOC）を本船に対して発行致します。是正措置計画書が受領されましたら正規の MLC（又は SOC）を発行致します。（旗国が MLC を発行する場合を除く）

尚、格下げされた不適合の是正措置の効果的実施の確認のため、当該検査完了日から 3 ヶ月以内に追加検査が要求されます。

MLC（又は SOC）は DMLC Part I 及び DMLC Part II と共に船内に備え置き頂くと共に、写しを船内の見易い場所に掲示下さい。

本会が検査終了時に発行します検査記録書の写しは、船舶所有者（陸上）と船上で少なくとも 5 年間保管して下さい。

8. SOC の発行・維持及び状況による検査・証書発行

原則として、SOC の発行・維持に関しては MLC と同じ取り扱いとなりますが、別途、旗国による特別な指示がある場合にはそれに従うことになります。詳細は安全管理システム部にお問い合わせ下さい。

9. 申込書のダウンロード

文書審査/船上検査の申込の際に必要な申込書は、下記弊会のホームページ掲載サイトよりダウンロードすることが出来ます。

ホームページ掲載サイト

http://www.classnk.or.jp/hp/ja/download/dl_appli.aspx

申込書(Form MLC-APPLI -R, Form MLC-APPLI -S, Form MLC-APPLI-S-J)